

出店計画概要書に対する関係課・関係機関意見〔沼田モール〕

項目	意見内容	回答	その後の対応
交通	【道路交通局 道路部 道路計画課】 ・開店後に来退店車両を原因とする交通混雑等が発生した場合は、必要な対策を講じること。 ・オープン時などの混雑が予想される場合には、交通誘導員を配置するなど円滑な交通誘導を行うこと。	・開店後に来退店車両を原因とする交通混雑等が発生した場合は、必要な対策を検討します。 ・オープン時や休日など混雑が予想される場合には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置するなど円滑な交通誘導に努めます。	—
交通	【道路課】 退店時の市道安佐南4区432号線及び養峠橋について、交通混雑が生じる場合には、誘導員を配置する等交通混雑の解消に努めること。	退店時の市道安佐南4区432号線及び養峠橋について、交通混雑が生じる場合には、状況に応じて交通誘導員を配置するなど交通混雑の解消に努めます。	—
交通	【広島県警察本部 交通部 交通規制課】 来店車両や付近の道路状況に応じて、誘導員を配置し適切な誘導を行うなど、入出庫時における歩行者等との事故防止及び車両の滞留対策に努めること。	オープン時や休日など混雑が予想される場合には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置するなど、入出庫時における歩行者等との事故防止及び車両の滞留対策に努めます。	—
交通	【安佐南警察署 交通課】 開店時は繁忙期等、来退店車両による混雑により一般交通に影響を及ぼす可能性がある場合は、誘導員を配置して、適宜、適切な誘導を実施する、最後尾車両の位置を明示する、時間を改めての来店を周知する等して、混雑の緩和・解消を図ること。 特に、主要地方道広島湯来線に影響を及ぼすことのないようにすること。	オープン時や休日など混雑が予想される場合には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置するなど、主要地方道広島湯来線に影響を及ぼすことのないように対応します。	—
騒音	【環境局 環境保全課】 概要書に記載の騒音防止対策を確実に実施するとともに、実際の騒音発生状況を踏まえ、必要に応じて追加の対策を検討すること。 また、水質汚濁防止法に規定されている特定施設を設置する場合は届出が必要となるので、事前に環境保全課水質係と協議すること。	概要書に記載の騒音防止対策を確実に実施するとともに、実際の騒音発生状況を踏まえ、必要に応じて追加の対策を検討します。 水質汚濁防止法に規定されている特定施設を設置する計画はありません（浄化槽は200人槽以下）。	—
その他	【都市整備局 都市計画課 都市デザイン担当】 高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものは、工事着手の30日前かつ建築確認申請の前までに、都市整備局都市計画課都市デザイン係へ景観法に基づく届出及び同届出に先立って行う事前協議を行うこと。 なお、事前協議が整った場合には、工事着手までの期間を7日に短縮します。	建築面積が1千㎡を超える建築物（A棟）については、景観法に基づく事前協議及び届出を行います。	事前協議及び届出済みです。
その他	【都市整備局 指導部 宅地開発指導課】 都市計画法第29条第1項に基づく開発許可の内容に変更が生じる場合は、当課と協議してください。	都市計画法第29条第1項に基づく開発許可の内容に変更が生じる場合は、事前協議を行います。	—
その他	【教育委員会 青少年育成部 育成課】 営業予定時間が夜遅くにまで及んでおり、青少年がい集する状況も予想されるので、その場合は、青少年健全育成の観点から、帰宅を促す等の対応をお願いします。	青少年がい集する状況が確認された場合には、帰宅を促す等の対応を行うとともに、必要に応じて警察へ通報します。	—
その他	【教育委員会 健康教育課 学校安全対策担当】 付近には伴小学校の通学路があることから、児童の登下校における安全が損なわれることのないよう、状況に応じた必要な対応について、配慮をお願いします。	児童の登下校の安全が損なわれないように注意し、開店後の状況に応じて必要な対応を検討します。	—